

第 3 1 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 1 月 1 6 日

上富良野町農業委員会

第31回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成26年1月16日(木) 午後2時00分から午後2時55分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局			主査	林下 里志
----------	--	--	----	-------

8 会議の概要

開会（午後2時00分） （着席）

事務局 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局 只今より、第31回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
11番 富田成一 委員に合わせ、ご唱和ください。

富田委員 「唱和」

事務局 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第31回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局」

事務局 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、6番 井村悦丈 君、7番 井村昭次 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について、次の件の報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。報告第2号朗読。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。
平成26年1月16日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 館尾雄治 委員」

館尾委員 5番 館尾です。議案第1号 1番、2番について、補足説明いたします。

1番 出し手 ○○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○○○○○○○○の附近となります。これまで、○○○○さんが賃貸借していましたが、経営移譲により息子の○○○○さんとの賃貸借となりました。

2番 出し手 ○○○○の○○会社○○○○、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○○○○○○○○の附近となります。これまで、○○○○さんが賃貸借していましたが、経営移譲により息子の○○○○さんとの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 井村悦丈 委員」

井村（悦） 6番 井村です。議案第1号 3番について、補足説明いたします。
委員

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○○○○○○○○の北側となります。賃貸借の期間満了に伴い、再度、賃貸借することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 4番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 1番 長谷川です。議案第1号 4番について、補足説明いたします。

出し手 ○○市の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○
○線の○○○○道路附近となります。賃貸借の期間満了に伴い、再度、賃貸借すること
となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 5番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。議案第1号 5番について、補足説明いたします。

石橋委員 出し手 ○○市の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○
○線○○号となります。賃貸借の期間満了に伴い、再度、賃貸借することとなりました。
慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 6番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 館尾雄治 委員」

館尾委員 5番 館尾です。議案第1号 6番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○丁目の○○○○さん、所在地は、
○○○○○○○○の○○○○附近となります。これまで、賃貸借をしていましたが、今
回売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 7番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「6番 井村悦丈 委員」

井村(悦)
委員 6番 井村です。議案第1号 7番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○、所在地は○○線○○号となります。○○○○さんの規模縮小に伴い、売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 農地法第3条第1項による許可申請の件ですが、以前にもお願いしましたが、地区担当の農業委員は事前にそれぞれの案件内容を十分に把握されるようにされたい。斡旋の場合は十分に内容把握されていると思いますが、相対で行われる第3条についても、同様に農地のことを十分に把握しておく必要がある。
事務局は、地区担当の委員にきちんと事前連絡をし、調整をされたい。

事務局 農地法第3条に関する許可申請がありましたら、地区の担当委員に連絡し、十分調整するようにいたします。
今回調整不足があり、大変申し訳ございませんでした。

議 長 日程第5 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
平成26年1月16日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 議案第2号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「11番 富田成一 委員」

富田委員 11番 富田です。12月9日に白井委員、岡和田委員とともに現地調査を行いました。申請者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は宅地の横となります。地目は用悪水路ですが、土地改良区から用水路の払い下げを受け、これまで田として耕作しておりました。今回、この部分も含めて賃貸借したい申出があり、現地確認の結果、「田」と判定されますので、宜しくお願いします。

議 長 これをもって補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

長谷川委員 地目が用悪水路とあるが、用悪水路とは何か。

青地 用水路と排水路が兼用になった水路のことである。こちら辺では用水路と排水路も同じ
職務代理 水路を使用するが、農業用水路、かんがい用のことを用悪水路と言う。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 2番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「1番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 1番 長谷川です。12月17日に富田委員、井村（昭）委員とともに現地調査を行いました。
申請者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は宅地の横となります。地目は畑ですが、農業用倉庫、住宅が農地に入って建てられておりました。今回、測量・分筆してこの部分を整理することとなり、現地確認の結果、「農地及び採草放牧地以外」と判定されますので、宜しくをお願いします。

議 長 これをもって補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第31回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時55分

上記第31回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成26年1月16日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____